

つがる西北五広域連合病院事業医薬品調達業務仕様書

1. 業務名

つがる西北五広域連合病院事業における医薬品調達業務

2. 業務の目的

当広域連合内に流通する医薬品について、正確で安定した医薬品の調達を確保するとともに、薬品費の経費削減を図り、当広域連合病院事業の円滑な運営を図っていくことを目的とする。

3. 調達品目

内服、外用、注射、造影剤、消毒剤、ワクチン及びその他の医薬品

*詳細については、別添「医薬品リスト」のとおり

4. 契約単価

令和2年度上期の契約単価については、令和元年度に実施するプロポーザル方式による提案値引率から令和元年度診療報酬改定を経て協議し妥結した令和元年度下期妥結率を反映した単価を暫定納入単価として仮契約を締結し、令和2年9月に見積徴取のうえ令和2年上期の最終単価を決定する。

次に令和2年度下期の契約単価については、令和2年度上期の最終単価を令和2年下期暫定納入単価として仮契約を締結し、令和3年3月に見積徴取のうえ令和2年下期の最終単価を決定する。

なお、各期とも最終契約単価決定までは当該暫定納入単価で支払いを行い、最終単価決定後、各期の期首に遡及し、支払い額について精算するものとする。

5. 納入方法

当広域連合各医療機関からの発注に基づき、所定の場所に納入すること。

6. 物品検査

納入時に、契約業者の立会いのもとに、当広域連合各医療機関の担当者が実施。

検査の結果、不合格の医薬品があったときは当広域連合各医療機関が指定する期限までに代替品を納入しなければならない。

7. 要求水準

契約期間にわたる当該業務の実施に関し、当該契約の相手方は下記の事項を適正に実施しなければならない。また、当該契約の相手方は、安定かつ継続的に当該業務を推進

できる体制及び能力を備え、関連業務にかかる十分な実績を有していること。

(1) 基本事項

- ①医療の質の向上及び安全を確保し、患者へのサービスを向上できること。
- ②業務パートナーとして、当広域連合各医療機関の立場に立った業務運営ができること。
- ③当広域連合各医療機関の経営の合理化及び効率化、継続的なコスト縮減による経営改善に貢献できること。
- ④医療スタッフとの協調を重視し、信頼を確保できること。
- ⑤当該業務について、支障なく開始できるよう準備を進め、令和2年4月1日から適正に業務を開始できること。

(2) 調達に係る事項

- ①当該調達物品を確保し、確実に当広域連合各医療機関指定の場所に納品できること。
- ②当広域連合各医療機関が必要とする薬品並びに新たに必要とする薬品の調達に対応できること。
- ③当広域連合各医療機関が行う価格交渉に応じ、診療報酬改定等の社会情勢の変化を踏まえた、適正な価格で納入できること。
- ④不具合等のクレームに迅速かつ誠実な報告、対応を行うこと。

(3) 納品に係る事項

- ①当広域連合各医療機関の指定する日時に、必要な数量を確実に納品すること。
- ②大規模事故、災害時の緊急時に当広域連合各医療機関が必要とする薬品を迅速に納品できること。
- ③業務時間外の発注及び業務時間内の緊急発注にも対応できること。